

「共通番号制（マイナンバー）」運用の延期を求める意見書

全ての国民に番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号制度（マイナンバー制度）が、10月から国民への通知、2016年1月からの一部運用が開始されようとしている。

そして、銀行口座や健診結果などにも対象を広げるための法改正がされ、安倍首相は「産業競争力会議」で医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化などを指示するなど、さらに拡大されようとしている。

しかし、このマイナンバー制度へは、今多くの国民から急速に不安と批判の声が広がり続けている。

それは第1に、「年金機構」において大量の個人情報流出が起こり、マイナンバー制度でも同様の情報流出が起こらない保証がないことである。マイナンバー制度のように、より多くの情報が集積されれば、サイバー攻撃などのリスクも高まり、もしも流出すれば、国民に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

第2に、マイナンバー制度では、従業員の給与から税や社会保障費のチェックオフを行う全ての事業所で個人番号を使うことが義務づけられていることから、中小零細な事業所では、システム変更や整備、情報管理の費用など多大な負担となる。

第3に、マイナンバー制度の目的は、「国民の利便性向上」ではなく、財界が「社会保障の歳出を減らすために」と求めてきたように、国が国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、社会保障給付抑制へのチェック体制の強化を図るためのものである。

よって、本市議会は、政府に対し、以上のような問題点が明らかとなってきたことから、「共通番号制度」の2016年1月からの運用を延期するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光